

応募資料作成要領

1. 応募に必要な書類

応募にあたっては、以下の資料が必要となる。様式については、国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html>) よりダウンロードすることができる。応募書類に使用する言語は日本語とする。やむを得ず他国の資料を提出する場合は、日本語で解説を加えること。

- ① 「軽量で耐久性に優れた新しい横断歩道橋の床版技術」申請書（様式－1）
- ② リクワイアメントに関する技術確認書（様式－2）
- ③ 添付資料（任意）

※提出資料はA4版とすること。ただし、③添付資料はパンフレット等でA4版では判読できない等の不都合が生じる場合は、この限りではない。また、③添付資料には通し番号を付与すること。

※選定にあたって新たに必要となった資料の提出等を、応募者に求めることがある。

(1) e-mailでの提出の場合

すべての資料をPDFに変換し①、②、③ごとにファイルを作成（ファイル名頭に①～③を記載）し送信すること。

(2) 郵送・持参による提出の場合

- ①～③はまとめて1部とし、左上角をクリップ等で留め1部提出すること。また、①～③に加え、以下④を1部提出すること。
- ④電子データ（①～③の各電子ファイル（PDFに変換）を収めたCD-R）・・・1式

2. 各資料の作成要領

(1) 「軽量で耐久性に優れた新しい横断歩道橋の床版技術」申請書(様式－1)

1) 応募者は、以下の3つの条件を満足するものとする。

- ① 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」または「民間企業」であること。
- ② 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」または「民間企業」であること。

なお、行政機関*、特殊法人（株式会社を除く）、公益法人及び大学法人等については、自ら応募者とはなれないが、共同研究者として応募することができるものとする。

※「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指す。

- ③ 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

申請書のあて先は、「国土交通省 道路局 国道・技術課 横断歩道橋床版新技術公募

担当宛」とする。

- 2) 技術名称は30字以内でその技術の内容及び特色が容易に理解できるものとする。
- 3) 「2. 窓口担当者（選定結果通知先等）」は、応募にあたっての事務窓口・連絡担当者1名を記入すること。応募者が複数の場合は、応募者毎に窓口担当者1名を列記するものとするが、応募者の代表は最初に記載するものとする。なお、応募者が複数の場合は、選定結果の通知は、代表の窓口に送付する。
- 4) 「3. 共同開発者」は、共同開発を行った応募者以外の個人や民間企業、行政機関等について記入すること。なお、共同開発者がいない場合は、記入しなくてよい。

(2) リクワイアメントに関する技術確認書（様式-2）

- 1) 技術名称及び副題は（様式-1）と同一のこと（技術名称は必須入力）。
- 2) 様式-2には、リクワイアメントに基づいた応募技術の技術内容を記述するとともに、根拠となる資料を添付すること。

(3) 添付資料（任意）

その他応募技術の説明にあたって参考となる資料があれば、添付すること。